

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(建築物の応急危険度判定に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

建築物の応急危険度判定に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

建築物の応急危険度判定に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

都市整備局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 建築物の応急危険度判定活動（以下「判定活動」という。）の実実施計画等が実効性を伴っておらず、二次災害を防止する目的が果たせないリスク	ア 実施計画やマニュアルは、必要な内容を網羅し、平時における準備に活用できるものとなっているか。また、緊急時に的確に行動できるように、明瞭かつ具体的な内容となっているか。	指摘事項 1
	イ 大阪府北部地震等の過年度の判定活動から得られた教訓を、実施計画やマニュアルに反映できているか。	指摘事項 3
(2) 判定活動実施に必要な準備・体制が整備されておらず、迅速かつ的確な判定活動に支障を来すリスク	ア 判定活動のための資機材は必要数量が確保され、また、適切に管理されているか。	—
	イ 実施本部員、判定コーディネーター及び判定士の動員体制が、必要条件を満足するものとなっているか。	指摘事項 2
	ウ 実施計画やマニュアルが関係者間で共有されるとともに、定期的な訓練・研修等が実施されているか。	指摘事項 1

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 各判定拠点の実態に応じた運用の確認について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が作成する計画である大阪市地域防災計画〈共通編・対策編〉（令和4年4月）によると、「都市整備部^(注)及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う。」とされている。

(注) 都市整備部は、震度5弱以上の地震が発生した場合、応急危険度判定実施本部を設置する。

被災地での情報収集及び危険度判定等の判定活動実施の際に設けられる「判定拠点」は、被災地あるいはその周辺における判定の拠点をいい、判定士の受入れ、ガイダンス、帰還時の結果集計等が実施される。本市では、被災建築物に近い庁舎に判定拠点を置くため、全 24 区役所に判定拠点用のスペースが確保されている。

本市では、毎年 1 月に震災総合訓練が実施されており、その中で、初期初動体制の実効性の検証及び災害対策能力向上のため、配置案を基にした市・区災害対策本部設置訓練が実施されている。

判定拠点についても、^{じゅうき}什器、資機材及び通信設備等の配置案（判定拠点用スペースに応じたもの）を事前に策定するなどにより、判定拠点が機動的・機能的に運用できることを確認することが、初期初動体制の確立には有効である。

[現状]

各区役所内の判定拠点用スペースを確認したところ、次のような場所が予定されていた。

- 会議室（独立した場所）
- 会議室（区災害対策本部と隣接した場所）
- フロアの空きスペース
- 業務スペースの一部
- 区長応接室 等

また、大きさ、形状についても様々であった。

都市整備局では、判定拠点の設営のために、各判定拠点に共通する参考資料として「判定拠点レイアウト（例）」（以下「レイアウト例」という。）を作成している。

監査実施時においては、判定コーディネーター等の業務内容を定めた手引き等の改定に併せて、レイアウト例についても改定作業（大きさ別に複数）を実施中であった。

また、「大阪市被災建築物応急危険度判定 判定コーディネーター手引き」（令和 4 年 9 月改定 都市整備局）（以下「判定コーディネーター手引き」という。）によると、判定拠点の設営については、各区に配置される数名の判定コーディネーターの業務とされており、毎年度、判定コーディネーターから各区役所に対し、予定している判定拠点用スペースについて調整を実施しているとのことであった。

しかし、レイアウト例を基に各判定拠点の配置案を作成するなど、各区役所の実態に応じた判定拠点の運用について確認することについては、予定されていなかった。

[問題の原因]

判定コーディネーターにレイアウト例や各種手引きを示すことで、各区における判定拠点の設営や運用については問題なく対応可能であると考えていたことが原因である。

[リスク]

各判定拠点の実態に応じた運用について確認していないことにより、震災時に判定拠点の設営に時間を要するなど、初期初動体制に遅れが生じるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

都市整備局は、より円滑に初期初動体制を確立するため、現在作業中であるレイアウト例の改定後、各区における判定拠点スペース固有の実態を捉えた上で、現地に赴いてシミュレーション等を行い、什器、資機材及び通信設備等の配置案を策定するなど、判定拠点が機動的・機能的に運用できることを確認すること。

2 判定コーディネーターの動員計画については是正を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

被災建築物応急危険度判定必携（令和4年5月 全国被災建築物応急危険度判定協議会）によれば、判定コーディネーターは、「実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。」とされている。

本市の判定活動においては、各区役所に設置される判定拠点到判定コーディネーターが配置されることとなるが、実際に震災が生じた際に混乱を起こさず迅速に判定コーディネーターを配置するためには、最大規模の震災に備えたシミュレーション（以下「シミュレーション」という。）による必要数を充足する、実効性のある動員計画をあらかじめ作成する必要がある。

[現状]

シミュレーション及び動員計画を確認したところ、以下の事実が確認された。

- シミュレーションにおいて、上町断層帯地震時に判定活動を7日間実施する想定で、判定拠点の運営上、最低限必要な人数を3名とし、判定拠点ごとに必要となる判定士数から、判定コーディネーター数を算出していた。
- 動員計画では、判定拠点ごとに判定コーディネーターが指名されていた。また、各判定拠点の判定コーディネーターとは別に、予備人員が指名されていた。

シミュレーションによる判定コーディネーター数と動員計画による判定コーディネーター数を比較したところ、以下の不備が検出された。

- 予備人員を含めると全判定拠点合計の判定コーディネーター数を確保できているものの、予備人員を除いた場合については、一部の判定拠点において、動員計画による判定コーディネーター数が想定数に比べて不足している状況が見受けられた。（図表－1 参照）

図表－１ 判定コーディネーター数が不足している判定拠点

判定拠点 \ 数値	シミュレーションによる 判定コーディネーター数 (活動期間中の最大値)	動員計画により各区に割 り当てられている判定コ ーディネーター数	不足数
住吉区	4	3	1
東住吉区	4	3	1
平野区	5	3	2
西成区	4	3	1

(注) 都市整備局提出資料により監査部で作成

[問題の原因]

動員計画による各判定拠点の判定コーディネーターは、通常業務における同一の担当（グループ）の職員を配置することを重視していたため、シミュレーションによる必要数と整合していなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、震災時において、各判定拠点への判定コーディネーターの迅速な配置に支障を来すリスクがある。

[指摘事項２]

都市整備局は、判定活動に係る動員計画について、シミュレーションによる要員数を確保したものとなるように見直すこと。

３ 判定活動実施に関する資料の保管については是正及び改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

本市では、有事に判定活動を円滑に実施するため、大阪市被災建築物応急危険度判定実施計画（令和４年９月改定 都市整備局）（以下「実施計画」という。）や各種手引きをあらかじめ策定している。これらの実効性をより高める上で、本市で初の実施となった大阪府北部地震時の判定活動に係る情報を整理・分析し、検出された改善点を反映することは有効な手段となる。

また、判定結果等の関係資料（以下「関係資料」という。）は、大阪市公文書管理条例（平成１８年条例第１５号）に基づき、公文書として文書管理を行うことが必要である。

なお、「大阪市被災建築物応急危険度判定 実施本部手引き」（令和４年９月改定 都市整備局）（以下「実施本部手引き」という。）には、「判定結果等の関係書類を適切に保存する。」と定められている。

[現状]

都市整備局においては、大阪府北部地震での実活動を踏まえて検証を実施し、実施計画や各種手引きの改善につながる作業を実施していることが確認できた。

しかし、大阪府北部地震の関係資料は、その重要性から公文書であることは認識していたが、監査の現地調査時点において、「集計表」「判定結果記入地図」「応急危険度判定調査表」等の文書については、文書管理システム^(注)による登録がされていなかった。

また、実施本部手引きには、関係資料の文書管理について、保存期間等の具体的なルールが定められていなかった。

(注) 本市の公文書の作成・保存・廃棄等を電子的に管理するシステム

[問題の原因]

関係資料が、文書管理システムに登録されていなかったことは、実施本部手引きに関係資料の文書管理に関する具体的なルールが定められておらず、実効性のあるものとなっていなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、関係資料が適切に文書管理されないことにより、下記のリスクがある。

- 誤って関係資料を廃棄してしまうリスク
- 関係資料を分析し、検出された改善点を活用することができなくなるリスク

[指摘事項3]

都市整備局は、早急に大阪府北部地震における関係資料を文書管理システムに登録するとともに、保存期間など関係資料の具体的な取扱いについて検討した上で、適切な文書管理が速やかに行えるように手引きを改定されたい。

第7 その他

なし

参考

1 建築物の応急危険度判定活動とは

判定活動は、応急危険度判定士が、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次災害を防止することを目的とした緊急調査である。

判定結果は「危険」「要注意」「調査済」の3種類とされ、判定結果を示すステッカーを建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者等に対して情報提供を行っている。(図表－2 参照)

図表－2 判定ステッカー及び判定活動の様子



(注) 実施計画【付属資料】より引用

2 全国の判定活動の取組みについて

災害時に建築物の危険度を判定する取組は、過去には行政担当者等により個別に行われていたが、平成3年に一般財団法人日本建築防災協会により技術的な基準が整備された。国内で初めて判定活動が行われた阪神・淡路大震災以降、全国的な整備が進められ、国土交通省及び全国47都道府県、建築関係団体等により構成される「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が平成8年4月に設立された。

3 本市における判定活動の位置付けについて

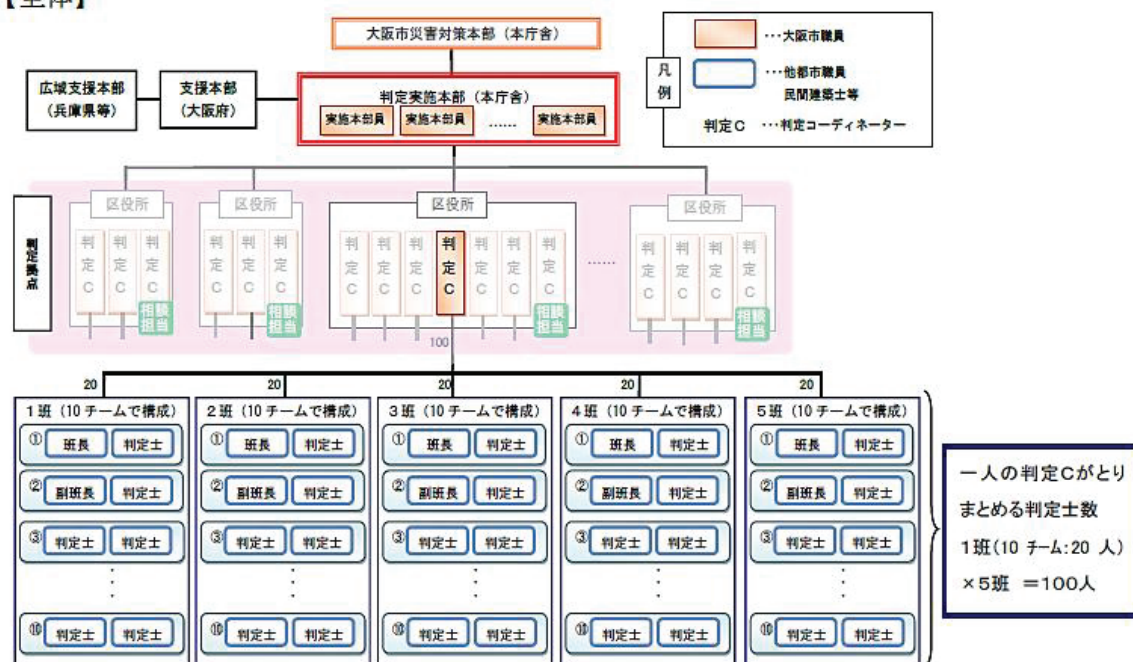
本市における判定活動は、大阪市地域防災計画〈共通編・対策編〉に基づき、災害時の緊急対策として速やかに行うものとされている。

そのため、応急危険度判定士を全国から受け入れ、判定活動を実施するための実施体制や資機材の備蓄等について定めた実施計画が平成21年3月に策定された。

実施計画における、判定活動の実施体制を図表－3に示す。

図表－3 判定活動の実施体制

【全体】



（注） 実施計画【付属資料】より引用

4 判定コーディネーターについて

判定コーディネーター手引きによる判定コーディネーターの業務は、以下のとおりである。

- （1）被害状況の情報収集・把握
- （2）判定拠点の設置
- （3）判定資機材等の準備
- （4）判定活動に関する相談窓口の設置及び相談対応
- （5）判定士の受付・チーム及び班の編成
- （6）判定士へのガイダンス実施と判定資機材等の配布
- （7）判定士の判定活動支援
- （8）判定結果の集計・報告

5 応急危険度判定士について

応急危険度判定士は、判定を実施するために都道府県より認定された、行政職員及び民間建築士等である。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、熊本地震の際には、本市より職員を派遣し、判定活動の支援を行っている。

6 大阪府北部地震（最大震度6弱）における本市判定活動

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震における、本市判定活動の概要は、以下のとおりである。

- 実施場所：北区
- 実施期間：平成30年6月19日から平成30年6月24日まで（6日間）
- 調査件数：合計5,616件（危険：13件、要注意：236件、調査済：5,367件）
- 延べ判定士数：136班277人（本市職員79名、応援判定士[他自治体]198人）